

2025年2月21日

各 位

会社名 株式会社PR TIMES
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード番号: 3922 東証プライム)
問合せ先 取締役 PR・HR 本部長 三島 映拓
(TEL. 03 - 5770 - 7888)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年3月12日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,041株
(3) 発行価額	1株につき2,317円
(4) 発行総額	2,411,997円
(5) 割当予定先	当社子会社の従業員 24名 1,041株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年4月13日及び2021年12月10日開催の当社取締役会において、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員が当社のミッションである「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」の実現に向かい、当社の代表者として行動するオーナーシップを醸成することを目的として、当社の従業員並びに当社子会社の従業員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することにつき、決議しております。

本日、当社取締役会により、次の表に記載の報酬対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社子会社の従業員24名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計2,411,997円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式1,041株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、「3. 割当契約の概要」に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

今回交付する譲渡制限付株式は、従業員の貢献度を勘案して交付する譲渡制限付株式Ⅱです。

なお、当社は取締役会に交付する譲渡制限付株式Ⅰ、2021年6月1日以降に当社グループに入社した一定の条件を満たす従業員に交付する譲渡制限付株式Ⅲ及び当社グループに新たに参画した子会社の一定条件を満たす従業員に交付する譲渡制限付株式Ⅳがありますが、今回、交付はございません。

譲渡制限付株式の種類	報酬対象期間
譲渡制限付株式Ⅱ	2025年3月1日～2026年2月28日

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年3月12日～2030年3月11日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもつ

て、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年2月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,317円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上